

●香川県告示第330号

令和3年香川県告示第315号（漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出）の一部を次のように訂正する。

令和3年8月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の訂正前の欄に掲げる規定を同表の訂正後の欄に掲げる規定に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。</p> <p>その指定漁船調書を令和3年7月30日から同年8月13日まで<u>内海漁業協同組合</u>において縦覧に供する。</p>	<p>漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。</p> <p>その指定漁船調書を令和3年7月30日から同年8月13日まで<u>東瀬戸漁業協同組合</u>において縦覧に供する。</p>